

外国人住民の国民健康保険加入者の現状について

1. 外国人が国民健康保険に加入する要件

- ・外国人住民となること（3か月を超えて在留する外国人であって住所を有するもの）
- ・被用者保険に加入していない者
- ・後期高齢者医療制度の対象となっていない者

2. 本市における外国人住民及び加入者数の動向

外国人住民及び加入者数の動向は下表のとおり

時 点	外国人住民	外国人加入者数	加入率
令和6年3月31日	3,197 人	781 人	24.43%
令和7年3月31日	3,512 人	840 人	23.92%
令和8年3月31日	4,026 人	883 人	21.88%

①外国人住民の状況

- ・外国人住民は2年間で829人増加しています。
- ・主に特定技能、家族滞在、技術・人文知識・国際業務の在留資格を有する外国人の増加が要因となっています。
 - ※特定技能…外国人が一定の専門性や技能を持ち、企業と雇用契約を締結
 - 家族滞在…在留外国人が扶養する配偶者や子
 - 技術・人文知識・国際業務…専門的な知識・技術を持つ外国人が日本の企業で就労

②外国人加入者数の推移

- ・外国人の国民健康保険加入者数は増加しているものの、外国人住民の加入率は減少傾向となっています。
- ・外国人住民の加入率が減少傾向にあるのは、企業等に就労し、被用者保険へ加入する者が増加していることによるものと考えられます。

3. 外国人加入者の給付状況について

(令和7年3月31日時点)

①被保険者数・総医療費の比較

区分	全体	うち外国人	外国人の割合
被保険者数	22,677 人	840 人	3.7%
総医療費	83 億 6,212 万円	9,565 万円	1.1%
レセプト件数	363,068 件	5,268 件	1.5%

- ・外国人加入者は被保険者全体の 3.7%を占める一方、医療費の占有率は 1.1%にとどまっており、医療費の負担割合は加入割合を大きく下回っています。

②被保険者数・年齢構成の比較

年齢区分	全体	外国人
平均年齢	53.9 歳	39.1 歳
65 歳以上	43.9%	8.8%
40～64 歳	33.5%	39.3%
40 歳未満	22.6%	51.9%

- ・外国人加入者は 40 歳未満が過半数を占め、全体と比較して若年層の割合が多い。また、65 歳以上は 1 割未満となっています。

③医療費の比較

指標	全体	外国人	差異
1 人あたり医療費	368,749 円	113,876 円	△254,873 円
1 件あたり医療費	23,032 円	18,158 円	△ 4,874 円
1 人あたりレセプト件数	16.0 件	6.3 件	△ 9.7 件

- ・外国人加入者は受診頻度が低く、軽症・外来中心の受診傾向が推察されます。

4. 外国人加入者の国民健康保険税の収納率

年度	世帯区分	調定額 A	収入済額 B	未納額 C = A - B	収納率 D = B ÷ A
R 5	国保加入世帯	2,422,672,400	2,302,894,447	119,777,953	95.06%
	日本人のみ世帯	2,345,106,800	2,242,979,492	102,127,308	95.65%
	混合世帯（※）	32,933,900	28,679,865	4,254,035	87.08%
	外国人のみ世帯	44,631,700	31,235,090	13,396,610	69.98%
	外国人世帯の割合	3.20%			
R 6	国保加入世帯	2,418,603,300	2,289,861,222	128,742,078	94.68%
	日本人のみ世帯	2,337,352,700	2,225,230,822	112,121,878	95.20%
	混合世帯（※）	32,301,200	28,355,700	3,945,500	87.79%
	外国人のみ世帯	48,949,400	36,274,700	12,674,700	74.11%
	外国人世帯の割合	3.36%			
R 7	国保加入世帯	2,514,546,600	2,393,140,678	121,405,922	95.17%
	日本人のみ世帯	2,433,241,900	2,325,105,638	108,136,262	95.56%
	混合世帯（※）	32,061,300	29,289,900	2,771,400	91.36%
	外国人のみ世帯	49,243,400	38,745,140	10,498,260	78.68%
	外国人世帯の割合	3.23%			

（※）日本人と外国人が同一世帯

- ・日本人のみ世帯、混合世帯及び外国人のみ世帯の収納率を比較すると、世帯に外国人を含むと収納率は減少する傾向にあります。
- ・近年では、外国人のみ世帯の収納率は年々改善傾向にありますが、加入世帯全体と比較すると依然として低い水準にあります。

5. 外国人加入者に対する国民健康保険税の徴収対策

①前納制度の導入

- ・ 転入後に到来する最初の納期でその年度の国民健康保険税を前払いする制度で、令和8年4月1日から国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い実施可能となりました。
- ・ 納期に関する事項であるため、条例改正を要します。
- ・ 転出、出国、社会保険加入等による保険税減額更正に伴う還付処理などの事務負担が大きくなるため、対象者を絞り込む基準を設ける必要があります。

②出入国在留管理庁との連携

- ・ 国は、国民健康保険税等の公租公課の納付状況を在留資格更新審査に活用する仕組みの整備を進めています。
- ・ 今後税の滞納がある場合には、在留資格更新審査において考慮される見込みです。
- ・ 令和8年度にシステム改修を実施し、令和9年6月から運用開始の予定です。

6. 徴収対策の方針

外国人のみの加入世帯は国民健康保険加入世帯全体の3%程度であるものの、収納率は日本人のみ世帯を大きく下回っており、今後も外国人加入者の増加が見込まれることから、収納率向上に向けた取組が必要です。

①前納制度の導入

制度導入の効果、対象者の範囲、事務処理等、徴収担当課と協議のうえ検討を進める。

②出入国在留管理庁との連携

全国統一的な制度運用のため、対応していく。